

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加熱された空気に、火の粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあっては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値（入力 70 キロワット以上のものに附属する風道にあっては、算定した数値が 15 以下の場合は、15 とする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ 2 センチメートル以上（入力 70 キロワット以上のものに附属する風道にあっては、10 センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離（単位センチメートル）
上 方	$L \times 0.70$
側 方	$L \times 0.55$
下 方	$L \times 0.45$

この表において L は、風道断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。

- 2 規則で定める温風暖房機には、規則で定める技術上の基準により、当該設備又は附属配管部分に、地震動等により作動する安全装置を設けなければならない。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号、第12号及び第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第1号ア中「別表第1炉の項」とあるのは、「別表第1温風暖房機の項」と読み替えるものとする。

【解釈及び運用】

本条は、暖房を主目的として燃焼室又は発熱体を有し、液体、気体燃料又は電気により温風を発生させるもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない半密閉式、密閉式等の暖房機について規定したものであり、第3条で規定する熱風炉のうち、暖房を主目的とし、かつ、前記ガス等が温風に混入しないものについては、本条の規制を受けることとなる。

なお、浴室に設ける天井組込形衣類乾燥機・暖房用機器等（以下「浴室乾燥機」

という。) のうち電気を熱源とするもの、温水を利用する浴室乾燥機のうち温風吹出し口に補助ヒーターを設けるものについては、本条で規制される。

送風機により温風の送風方式については、直に設備本体の吹出口から送風する方式(以下「直接吹出方式」という。)と、風道を通じて送風する方式(以下「風道接続形」という。)の二種類に分けられることとなる。(表 3-3.1 参照)また、半密閉式及び密閉式ストーブと区別しているので注意する必要がある。

1 温風暖房機の種類

表 3-3.1

形 式	内 容	
直 接 吹 出 形	暖房する部屋に設置し、温風を直接室内に吹き出す形式で温風用送風機は本体に組み込まれているもの	
風道接続形	送風機組込	温風を風道により暖房する部屋に送る形式で、温風用送風機は本体に組み込まれているもの
	送風機別置	温風を風道により暖房する部屋に送る形式で、温風用送風機は本体に組み込まず別置きとしたもの

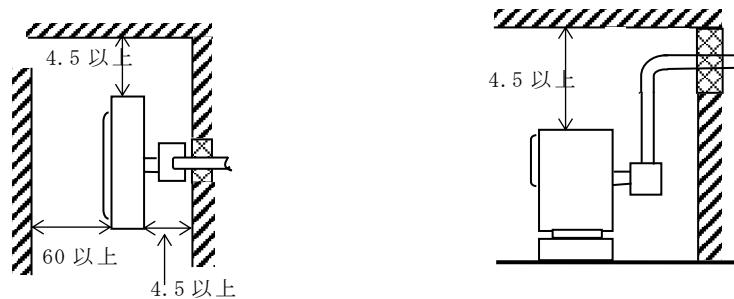
2 第 1 項第 2 号

「不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」から保たなければならない離隔距離は、次の(1)及び(2)によること。ただし、厚さ 2cm 以上(入力 70kW 以上のものに附属する風道にあっては、10cm 以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分についてはこの限りでない。

(1) 気体燃料を使用する温風暖房機については、別表第 1 の離隔距離を確保すること。(図 3-3.1 参照)

<設置例>

a 半密閉式強制対流型



b 密閉式強制対流型

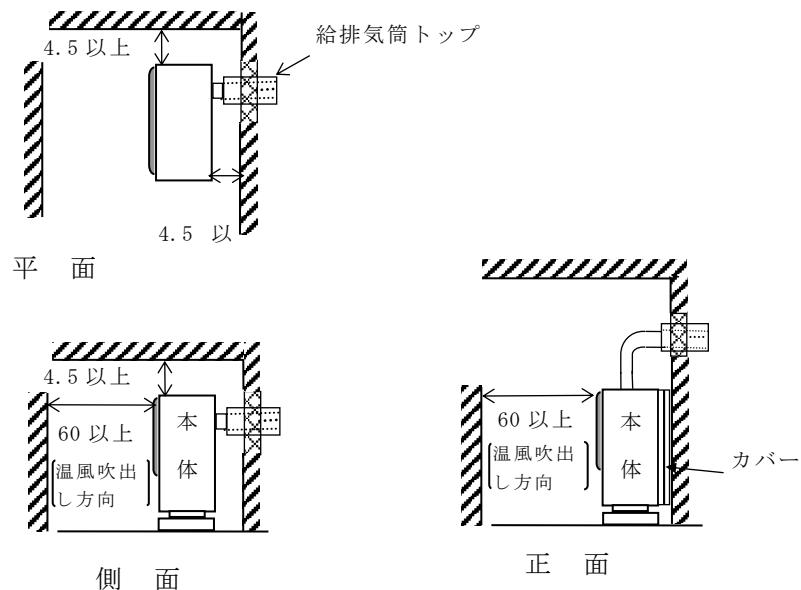
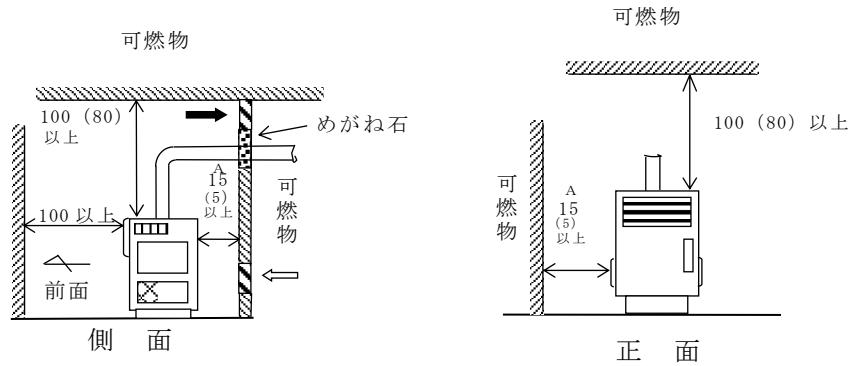


図 3-3.1 半密閉式・密閉式強制対流型温風暖房機「可燃材料、難燃材料又は準不燃材料による仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (cm)

(2) 液体燃料を使用する温風暖房機については、別表第1の離隔距離を確保すること。(図3-3.2参照)

<設置例>

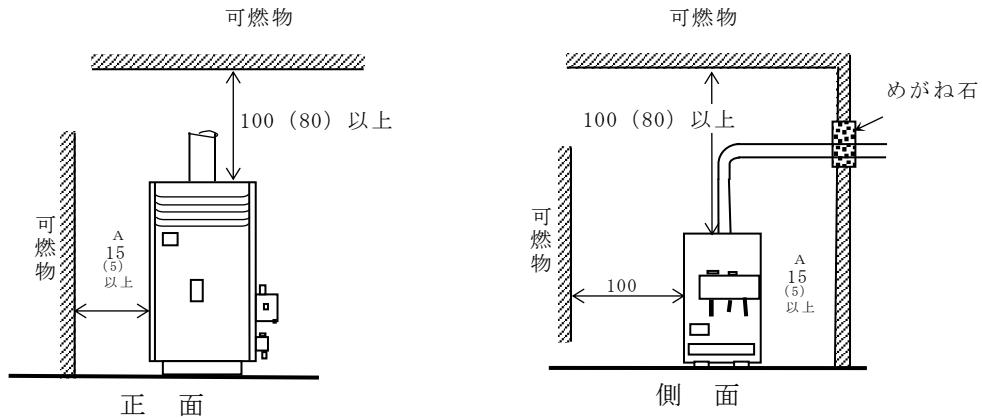
a 半密閉式・強制対流型(温風を前方向に吹き出すもの)



A寸法は、基準では15以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

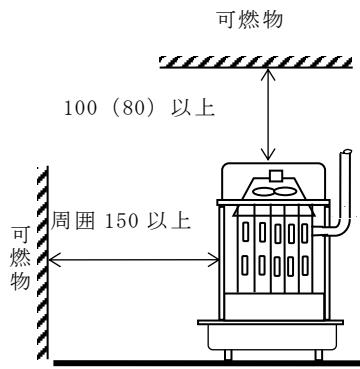
(注) ()内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

b 半密閉式・強制対流形(温風を前方向に吹き出すもの、最大入力26kWを超える70kW以下のもの)

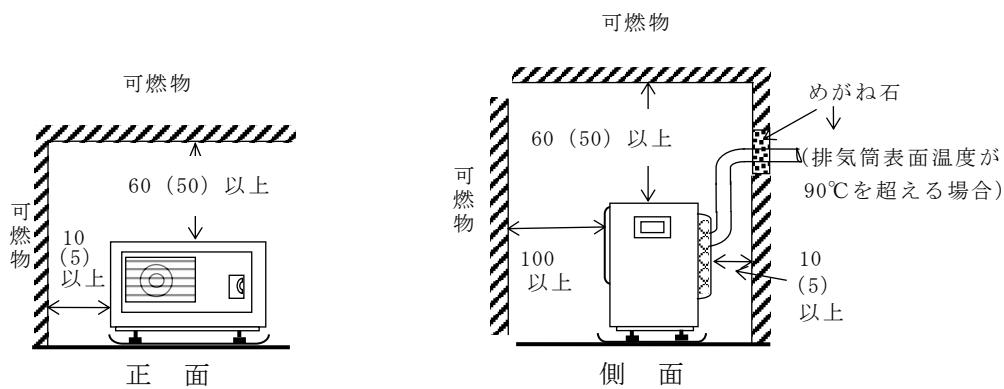


A寸法は、基準では15以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

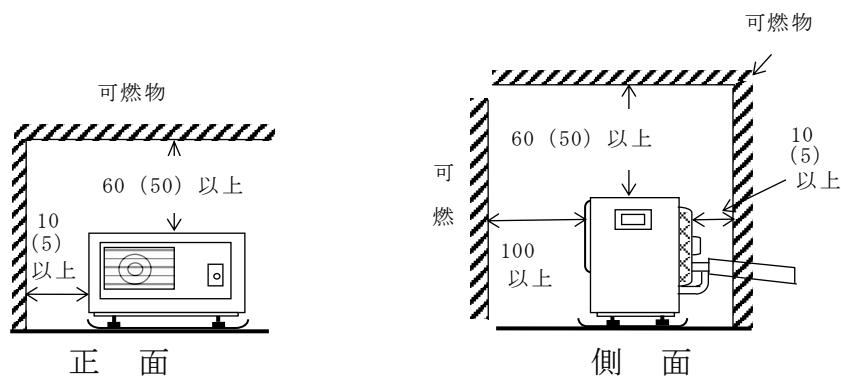
c 半密閉式強制対流形（温風を全周方向に吹き出すもの）



d 半密閉式・強制対流形（強制排気形）



e 密閉式・強制給排型



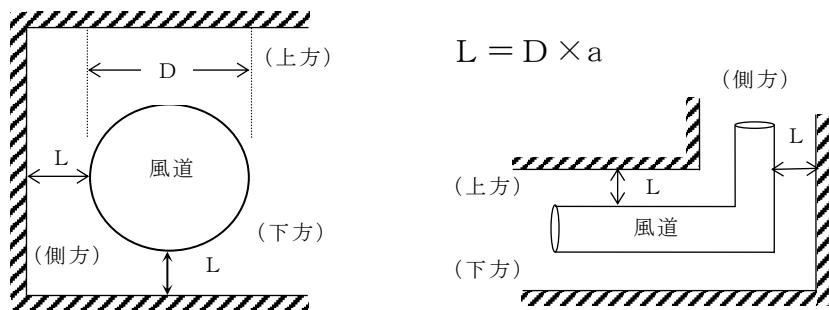
(注) () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

図 3-3.2 半密閉式・密閉式強制給排型温風暖房機と「可燃材料、難燃材料又は準不燃材料による仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (cm)

3 溫風暖房機に附属する風道の離隔距離

第1項第2号において、不燃材料による仕上げ又はグラスウール、ロックウール等の不燃材料で被覆する部分以外においては、次により離隔距離を確保しなければならないとされている。(図3-3.3参照)

建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品から保たなければならない風道の距離は、風道の種別、風道の径及び風道の周囲の区分に応じ、次式により求めた数値以上とすること。



Lは、可燃物から保たなければならない距離

Dは、風道の径（円形以外の風道にあっては、長辺の長さをいう。）

aは、常数で次表に示す数値

図 3-3.3 溫風暖房機に附属する風道と「建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品」との離隔距離

表 3-3.2 溫風暖房機に附属する風道の離隔距離

		a		
風道の周囲の区分		上方	側方	下方
風道の種別				
温風暖房機に付属する風道		0.70	0.55	0.45

以下、煙突の設置については、規則第6条及び第3条【解釈及び運用】14第1項第14号を参照すること。

- 4 第2項は、液体燃料を使用する温風暖房機には規則第8条に定める技術上の基準により、地震動等により作動する安全装置を設けるよう規定したものである。（第3条【解釈及び運用】22第2項参照）
- 5 第3項は、第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号、第12号及び第2項を除いて、温風暖房機に準用されることを規定している。